

日高連携地域 地域連携に関する協定書

日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町（以下「7町」という。）は市町村連携地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は7町が行政サービスを持続的に提供していくため、圏域自治体同士の相互補完と役割分担による連携を図りながら、地域住民に必要な生活機能の確保及び地域活性化を図るとともに、安心して暮らし続けられる地域とするため、市町村連携地域の形成に関して、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 7町は、前条に規定する目的の達成のために市町村連携地域を形成し、次条に規定する政策分野の取り組みにおいて相互補完と役割分担により連携を図るものとする。

（連携する政策分野）

第3条 7町が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及び連携市町村の役割は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 - (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- （事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 7町は前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 7町は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、7町が協議して別に定めるものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、7町の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、定めを設けないものとする。

（協定の変更）

第6条 この協定を変更する場合は、7町が協議の上、これを定めるものとする。

（協定の解消）

第7条 この協定を解消しようとする場合は、7町による協議により合意を得るものとする。

（定めのない事項等の処理）

第8条

この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、7町が協議して

定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、7町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月7日

沙流郡日高町門別本町 210 番地 1

日高町

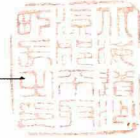
日高町長 大 鷹 千 秋



沙流郡平取町本町 28 番地

平取町

平取町長 遠 藤 桂 一



新冠郡新冠町字北星町 3 番地 2

新冠町

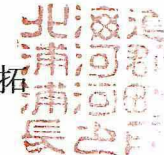
新冠町長 鳴 海 修 司



浦河郡浦河町築地 1 丁目 3 番 1 号

浦河町

浦河町長 池 田 拓



様似郡様似町大通 1 丁目 21 番地

様似町

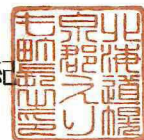
様似町長 坂 下 一 幸



幌泉郡えりも町字本町 206 番地

えりも町

えりも町長 大 西 正 紀



日高郡新ひだか町静内御幸町 3 丁目 2 番 50 号

新ひだか町

新ひだか町長 大 野 克 之



別表（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 機能の集約化

（1）行政サービスにおける ICT の活用

| 取組内容 | 各町の役割 |
|---|---|
| 圏域内における行政サービスを維持するため、行政サービスの AI 化や RPA の活用、行政システムの共同化等について検討等を実施。 | 日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町 1 広域連携事業の推進体制の強化に関すること 2 連携事業の実施及び調整に関すること |

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

（1）地域交通の維持・確保

| 取組内容 | 各町の役割 |
|---|---|
| 圏域内の地域交通を確保するため、生活路線バス等の維持に資する取組及び公共交通のあり方検討等を実施。 | 日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町 1 広域連携事業の推進体制の強化に関すること 2 連携事業の実施及び調整に関すること |

2 デジタル・ディバイドの解消に向けた ICT の活用

（1）各産業における ICT の活用

| 取組内容 | 各町の役割 |
|--|---|
| 日高地域の基幹産業である農業や漁業をはじめとした、各産業分野において、ICT の活用に向けた研究及び勉強会等を実施。 | 日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町 1 広域連携事業の推進体制の強化に関すること 2 連携事業の実施及び調整に関すること |